

第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）（案）の パブリックコメントの結果について

1 パブリックコメント実施の概要

- (1) 意見募集した案件
第3期伊勢市健康づくり指針（健康増進計画）（案）
- (2) 意見募集方法
広報いせ、市ホームページ、市行政チャンネル文字放送 など
- (3) 閲覧場所（19箇所）
 - ・市役所本館1階市民ホール
 - ・総務課
 - ・健康課
 - ・総合支所生活福祉課（二見・小俣・御園）
 - ・支所（神社・大湊・宮本・浜郷・豊浜・北浜・城田・四郷・沼木）
 - ・伊勢図書館
 - ・生涯学習センターいせトピア
 - ・二見生涯学習センター
 - ・ハートプラザみその
- (4) 意見提出の対象者
市内に在住、通勤又は通学している人など
- (5) 意見募集の期間
令和7年12月18日から令和8年1月12日まで

2 意見募集の結果

- 意見数 1人（5件）
- ・オンラインフォーム 1人（5件）

3 意見内容及び市の考え方、指針案修正の有無

No.	頁	意見対象箇所	意見内容	市の考え方	修正の有無
1	53 54	5章1 (5) たばこ	喫煙者を減らしていくために、禁煙支援にもご尽力されているかと思うが、貴市としても、喫煙者の禁煙相談やサポートに取組み、また薬局が禁煙相談に対応するよう連携されてはどうか。	喫煙者への保健指導や、受動喫煙防止の啓発を実施し、必要時、関係機関と連携しながら取り組んでおります。引き続き取り組みを推進してまいります。	無
2			禁煙治療費の1/2~2/3の助成制度を設けてはどうか。	ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
3			タバコ病とされるCOPD（慢性閉塞性肺疾患）にも取り組んでいるようだが、11月第三週水曜が世界COPDデーであるため、スケジュールに入れてはどうか。	世界COPDデーにおける啓発に取り組んでおります。引き続き取り組みを推進してまいります。	無
4			世界禁煙デー（5月31日）の催しもされているかと思うが、催しの一環としてイエローグリーンライトアップにも、貴市も参加連携してはどうか。	世界禁煙デーにおける啓発に取り組んでおります。ご意見については、今後の参考とさせていただきます。	無
5			「未成年や妊娠中・授乳期中の喫煙をなくす、公共施設や事業所等における禁煙の推進、家庭内や車内など私的空間における受動喫煙の防止」などの啓発も大事ではあるものの、制度化やルール化が必須なので、貴市、また県レベルでも、兵庫県受動喫煙防止条例のような実効化推進をお願いしたい。	「伊勢市受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づき、対策に取り組んでおります。引き続き、本指針及び「伊勢市受動喫煙防止対策ガイドライン」に基づき、取り組みを推進してまいります。	無

4 その他の修正

頁	対象箇所	修正前	修正後
53	5章 1 (5) たばこ	<p>【市民の取組】 青年期～高齢期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・妊婦や子ども、非喫煙者の前では吸わない ・決められた場所以外では吸わない ・禁煙、減煙する ・人のいる場所では喫煙を控えるなど、周囲への配慮を徹底する 	<p><変更・追加></p> <p>【市民の取組】 青年期～高齢期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の人は喫煙しない (20歳未満の人の喫煙は法律により禁止) ・禁煙、減煙する ・妊婦や子ども、非喫煙者の前では吸わない ・決められた場所以外では吸わない ・人のいる場所では喫煙を控えるなど、周囲への配慮を徹底する
54	5章 1 (5) たばこ	<p>【行政の取組】</p> <p>○学校や地域と連携し、未成年者に対し、将来の喫煙防止に向けた取組を行う。</p>	<p><変更></p> <p>【行政の取組】</p> <p>○学校や地域と連携し、将来の喫煙防止に向けた取組を行う。</p>
55	5章 1 (6) アルコール	<p>【市民の取組】 青年期～高齢期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の人は飲酒しない 	<p><追加></p> <p>【市民の取組】 青年期～高齢期</p> <ul style="list-style-type: none"> ・20歳未満の人は飲酒しない (20歳未満の人の飲酒は法律により禁止)
67	5章 3 (3) 壮年期	<p>【課題と今後の方向性】 6行目</p> <p>運動の習慣化が必要です。</p>	<p><追加></p> <p>【課題と今後の方向性】 6行目</p> <p>運動の習慣化が必要です。将来のフレイル予防のためにも、生活習慣の見直しなど早期からの取組が大切です。</p>